

(参考資料) 用語の解説

浅場	水深がおおよそ 10m以浅であって干潟と同じく水産資源の保護・培養に寄与し、水質浄化等の公益的機能を有する海域。
雨水浸透施設	雨天時に下水管へ流入する雨水を減らすため、下水道流入前に雨水を地下に浸透させる施設。浸透ます、浸透側溝、透水性舗装など。
雨水滞水池	雨天時に処理場へ処理能力以上の下水が流入したとき、能力以上分の下水が未処理下水として公共用水域に放流される量を減らすため、その分を一時貯留して晴天時に処理施設へ送り、貯めきれない分は沈殿処理してから放流する施設。
雨水吐の堰高の改良	雨水吐とは合流式下水道において、大雨により大量の雨水が下水管に流入して、下水処理場などの施設に支障をきたさぬよう、下水管の途中やポンプ場に設けられており、晴天時の汚水量の3～5倍以上の雨水が管に流入すると、雨水で希釈された下水を、堰(せき)を越流させ河川や海などの公共用水域に排出させる施設。この堰の高さを上げ、公共用水域への未処理下水の排出量を減らすための対策。
エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)に基づき土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称。
化学的酸素要求量	水中の有機物質などが過マンガン酸カリウムによって化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のこと。数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。湖沼や海域の水質汚濁の一般指標として用いられる。これは、湖沼においてはプランクトン等の呼吸作用の影響を受け、海域では塩分の影響を受けることから、BODを測定する事が難しく、むしろCODのほうが汚濁の状況を明確に表していると考えられることによる。
水質汚濁防止法	公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。
瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的として、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海環境保全基本計画の策定、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全、埋立ての基本方針等に関することを定めている。
農(漁)業集落排水	農(漁)村集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設

	<p>のこと。集落における生活環境を向上させるとともに、公共用水域の水質保全等に寄与する。</p>
<p>コミュニティ・プラント</p>	<p>市町が一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置、管理する、し尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設のこと。</p>
<p>高度処理</p>	<p>三次処理ともいう。排水処理の標準的な工程は一次処理（スクリーン、自然沈殿）と二次処理（活性汚泥法、凝集沈殿）であるが、さらに必要な場合その後に行われるのが高度処理である。それが実施されるのは、二次処理まででは排水基準を達成できないとき、特に有害物質排出のおそれのあるとき、排水基準が地方条例などにより特に厳しいとき、処理水を循環再利用したいときなどである。そのおもな手法は、工場排水の場合は活性炭吸着、イオン交換、電気透析、逆浸透などの高級物理化学処理であるが、都市下水ではその他に富栄養化対策としての脱窒、脱磷とSSの完全除去のための凝集沈殿、砂ろ過などがある。</p>
<p>合流式下水道</p>	<p>汚水及び雨水を同一の管きよで排除し処理する方式。分流式下水道に比べ管路施設の建設が容易でコストも安い。古くから下水道が普及してきた大都市等において多く採用されているが、雨天時に公共用水域に流出する未処理下水により、水質汚濁上、公衆衛生上の問題が発生している。</p>
<p>遮集管の能力増強</p>	<p>遮集管とは、雨交じりの汚水を雨水吐から排出せずに集め終末処理場に導入する管渠。この遮集管の増設等により雨水吐から公共用水域に排出される未処理下水の量を減らすための対策。</p>
<p>汚濁負荷量</p>	<p>水質を汚濁する物質の総量をいい、主として BOD、COD、SS の 1 日当たりのトン数で表される。濃度汚濁負荷量 = 水質（汚濁濃度）× 水量（排出流量）によって算出される。</p>
<p>指定地域内事業場</p>	<p>水質汚濁防止法第 4 条の 5 に規定する、瀬戸内海の水質の汚濁に関係のある地域内の特定事業場（水質汚濁防止法特定施設を設置する事業場）で一日当たりの平均的な排出水の量が 5 0 立方メートル以上のもの。</p>
<p>しゅんせつ</p>	<p>水深の保持や有害底質除去のために、海や河川、湖沼、ダム湖などの底に堆積している土砂や底質汚泥を機械的に除去することをいう。</p>
<p>覆砂</p>	<p>水底の環境で改善を図るため、良質な土砂などで汚泥の上を覆うこと。</p>
<p>干潟</p>	<p>干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系の一つであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしている。</p>
<p>公共用水域</p>	<p>水質汚濁防止法第 2 条で定義されており、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域およびこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。下</p>

	水を処理する終末処理場を有する下水道は、公共用水域に含まれない。したがって、終末処理場に接続していない分流式下水道の雨水管や都市下水路は公共用水域である。特定施設を有する特定事業場から、公共用水域に汚水を排出するものは、同法の規制を受けることとなる。
富栄養化	湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となる。湖沼や東京湾等の内湾で生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることが問題になっている。
みなし浄化槽	生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置のこと。汲み取り便所の水洗化対策として1970年代より急速に普及したが、し尿以外の台所排水や洗濯排水などの雑排水が河川などにたれ流しの状態を引き起こし、今日の水質汚濁の大きな原因になっている。 このため、し尿と雑排水を合わせて処理する合併式浄化槽が開発された。2001年4月からは、浄化槽法（1983）で単独式浄化槽の規定が削除され、新設のものは造られなくなった。今後は、すでに設置されている多くの単独式浄化槽を合併式に改造することが課題となっている。
藻場	沿岸の浅海域において、海藻（ホンダワラ・アラメ・カジメ・コンブ・テングサ類）又は海草（アマモ類）が繁茂している群落。

- （参照） 環境省 環境白書 H22 年度
環境省 HP 環境アセスメント用語集
水産庁 環境・生態系保全活動の手引き
各課パンフレット等
県環境白書
水質汚濁防止法条文
インターネット検索
EIC ネット環境用語集、Yahoo 辞書